

四国における民間独自の食品表示制度 「四国健康支援食品制度」運用スタート

当センターは、四国の食品企業がより簡便に利用できる、地域独自の食品表示制度の創設に向けた取り組みを進めてきましたが、この度、関係機関との調整および制度運用に必要な諸準備が整ったことから、本日（6月27日）から制度運用をスタートさせるとともに、併せて制度適用を希望される食品の募集を開始しましたので、お知らせします。

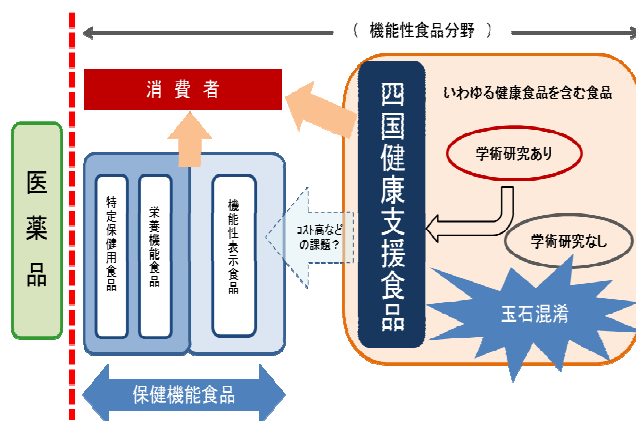
1. 制度創設の背景

健康食品の表示については、消費者庁所管の保健機能食品（特定保健用食品（トクホ）、機能性表示食品など）がありますが、法律上の規定により厳しいハードルが設けられており、認定・届出までに長い期間と多額の費用を要することから、地域の中小食品製造・販売会社にとっては、その活用が難しい状況にあります。

こうした中、当センターでは、平成23年度以降、健康食品に相応しい表示制度はいかにあるべきかとの考えに基づいて、関係機関ならびに北海道など他地域と連携して、保健機能食品とは別に、食品の安全性・機能性に関する「科学的根拠の存在」を表示できる民間独自の食品表示制度の検討・創設を進めてきたところ、今般、「四国健康支援食品制度」の創設に至りました。

この間、北海道では平成25年4月に「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーD○）」、新潟市では平成28年11月に「新潟市健幸づくり応援食品認定制度」が創設され、いずれもすでに認定商品を出していますが、四国においては「四国」という地域色を前面に出し、4県を網羅した形の制度とすることが望ましいと考え、また、食産業の振興に向けて早期の立ち上げが必要なことから、民間団体が運用する制度としてスタートさせることとなりました。

■四国健康支援食品の位置づけ



・本制度は、「保健機能食品」以外の食品の中にあって学術研究が行われている食品の素材について、現行法に抵触することなく、科学的根拠が存在することの表示を可能とする制度です。

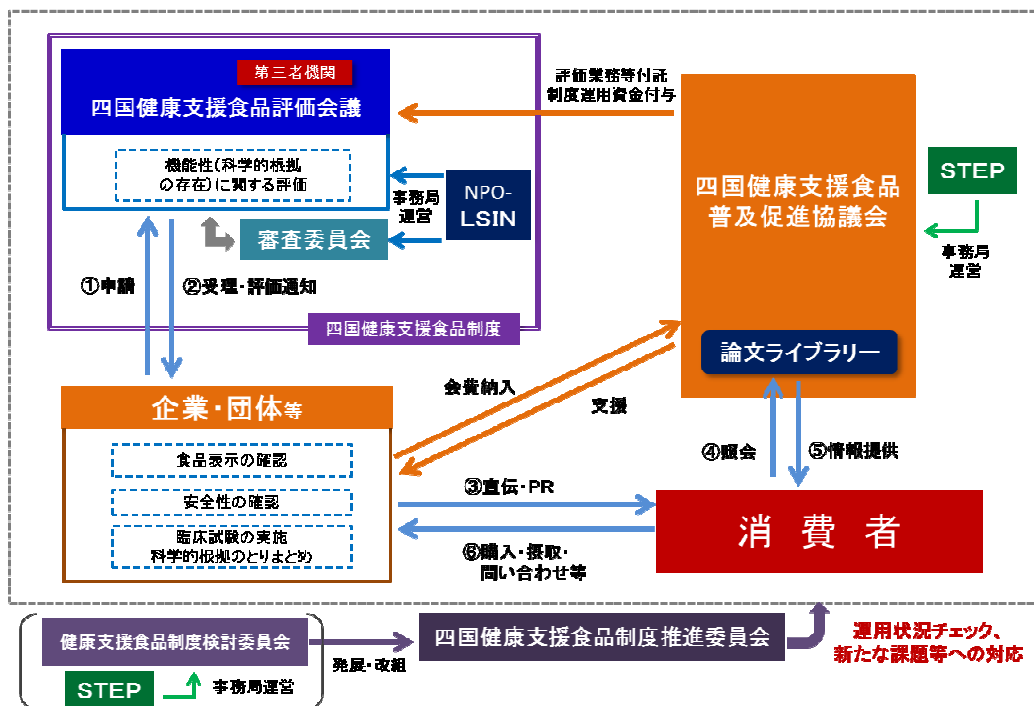
・コストなどの面で、一足飛びに、いわゆる健康食品から消費者庁所管の「保健機能食品」へ発展的に移行することが困難な中小企業にとっては、本制度をそれらへの前段階において“マイルストーン”的に活用することも期待できます。

2. 制度の概要

本制度は「四国内で製造された食品あるいは四国内で製造された機能性素材を配合した食品」を対象とし、その食品に含まれる素材の科学的根拠を定められた手続きにより評価しようというもので、具体的な機能性表示はできないものの、保健機能食品のような「成分の作用メカニズムの解明」を必要しないことから、企業にとって低コスト・短期間で科学的根拠の表示が可能になります。

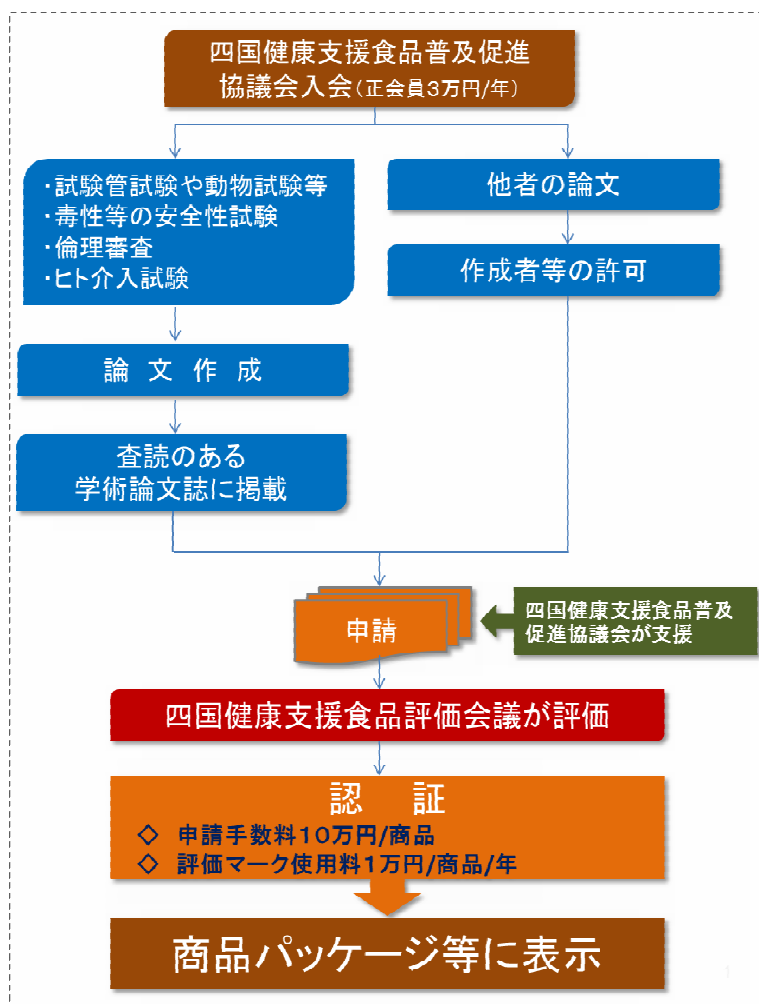
本制度は、四国の食産業の振興に向けたツールとして活用されるとともに、今後は四国独自の成分を利用した健康食品の開発等を通じ地域活性化にも貢献することを期待しています。

■ 四国健康支援食品制度の仕組み



| 項目 | 内容 | |
|--------|--|---|
| 制度名 | 四国健康支援食品制度 | |
| 評価機関 | 四国健康支援食品評価会議 (企業・団体・個人から、科学的根拠の存在に関する評価を依頼された食品に関し、科学的根拠の存在について評価を行う組織。大学・医療機関・法律事務所など有識者数名で構成。 | 事務局 特定非営利活動法人 瀬戸内自然免疫ネットワーク (NPO-LSIN) |
| 審査機関 | 四国健康支援食品審査委員会 (食品の安全性・機能性について、企業・団体・個人から提出された「科学的根拠」などの審査を行う独立組織。大学教授数名で構成。 | 平成13年に設立された「自然免疫賦活技術研究会」を母体とし、平成18年3月22日に設立されたNPO法人。食品の機能性・安全性に関する試験などに取り組んでいる。 |
| 普及促進機関 | 四国健康支援食品普及促進協議会 (機能性食品企業などのプレーヤーを結集して、平成25年11月20日の「四国食健康フォーラム2013」で設立された団体。平成29年6月27日時点で会員数28。 | |
| 対象食品 | 四国内で製造された食品あるいは四国内で製造された機能性素材等を配合した食品。 (四国内製造には、四国内に本店を置く企業が 四国外で委託製造させた場合を含む) | |
| 対象素材 | 単一成分、組成物 | |
| 科学的根拠 | ヒト介入試験の結果に基づいて作成された査読を受けた論文 | |
| 表示文言 | この食品に含まれる(素材名)については、『健康でいられる体づくりに関する科学的な研究』が行われたことを四国健康支援食品評価会議が認めたものです。 | |
| 安全性 | ヒト介入試験に先立って実施される倫理委員会で審査され、査読付き論文になっていること。 | |

■ 申請手続きの進め方



【商品のイメージ】



- ・ 制度運用においては、企業・団体等から「四国健康支援食品普及促進協議会」に会費を納めて頂き、それを運用資金として「四国健康支援食品評価会議」において評価業務等を行うこととしています。
- ・ また、申請を行う事業者からは、受益者負担の考えに基づいて、
 - ◇本協議会には、年会費（1口、3万円）
 - ◇本評価会議には、申請手数料（1品当たり10万円）、評価マーク使用料（1品当たり年1万円）を負担頂くこととしています。

3. 本制度運用開始に伴うアクション

(1) 本制度の申請受付開始

- ・本日から本制度による「科学的根拠の存在」の表示を希望される食品について、第1回の申請受付を開始します。

◇申請先 四国健康支援食品評価会議
事務局 NPO法人環瀬戸内自然免疫ネットワーク
香川県高松市林町 2217-16 FROM香川バイオ研究室
TEL : 087-813-9201 FAX : 087-813-9203
URL <http://www.lsin.org/shsf/>

◇申請要件 詳細は別紙「募集要項」を参照ください。
(上記 URL からダウンロードできます。)

・今後のスケジュール

| | |
|-------------|------------|
| 6月27日～8月31日 | 制度適用申請募集 |
| 9月～10月下旬 | 審査・評価 |
| 10月下旬頃 | 第1回評価食品の公表 |

(2) 制度の愛称募集

- ・本日から7月31日までの予定で、四国健康支援食品普及促進協議会において、本制度の愛称を募集します。
- ・四国健康支援食品に関心のある方なら誰でも可能です。詳細は別紙「応募要領」を参照ください。結果発表は、上記制度の第1回評価食品の公表時にあわせて行います。

◇応募先 四国健康支援食品普及促進協議会
事務局 四国産業・技術振興センター
香川県高松市高松市丸の内2-5
TEL : 087-851-7081 FAX : 087-851-7027
URL http://www.tri-step.or.jp/shokuhin/shokuhin_index.html

◇応募方法 詳細は別紙「募集要項」を参照ください。
(上記 URL からダウンロードできます。)

お問い合わせ先

<広報担当>

(一財)四国産業・技術振興センター (STEP)
高松市丸の内2-5 <http://www.tri-step.or.jp>
総務企画部 千葉 E-mail: chiba@tri-step.or.jp
TEL: 087-851-7083 FAX: 087-851-7027

<四国健康支援食品制度担当>

産業振興部 食産業支援プロジェクト 森 E-mail: mori@tri-step.or.jp
TEL: 087-851-7081 FAX: 087-851-7027

以上

2017年6月27日
四国健康支援食品評価会議

四国健康支援食品制度 第1回募集要項

1. 本制度の目的

本制度は「四国内で製造された食品あるいは四国内で製造された機能性素材を配合した食品」を対象とし、その食品に含まれる素材の科学的根拠を定められた手続きにより評価しようというものです。

2. 本制度の適用によるメリット

具体的な機能性表示はできないものの、「成分の作用メカニズムの解明」を必要しないことから、低コスト・短期間で科学的根拠の表示が可能となります。

3. 応募資格

四国健康支援食品普及促進協議会の正会員であること

4. 申請要件

- ・四国内で製造された食品あるいは四国内で製造された素材等を配合した食品であること
- ・食品に含まれる素材について、健康の維持等の検証のため行ったヒト介入試験の結果に基づき論文が作成されていること
- ・申請を行う食品について、安全性ならびに法律的に問題のないことが事業者自らの責任において確認できていること

5. 応募方法

当会議のホームページに掲載されている「四国健康支援食品制度運用要綱」ならびに「四国健康支援食品評価手続要領」などをご覧のうえ、別紙「四国健康支援食品制度適用申請書類一覧」に掲載されている書類を取りまとめて、本文末尾に記載の「問い合わせ先」まで郵送してください。

6. スケジュール

- ◇ 本日（6月27日）～8月31日 本制度申請受付
- ◇ 9月～10月下旬 審査・評価
- ◇ 10月下旬頃 第1回評価食品の公表

7. その他

本制度について、ご不明な点などがあれば、以下までお問合せください。

四国健康支援食品評価会議
事務局 NPO法人環瀬戸内自然免疫ネットワーク
香川県高松市林町 2217-16 FROM香川バイオ研究室
TEL : 087-813-9201 FAX : 087-813-9203

四国健康支援食品制度 愛称募集要項

| | | 内 容 |
|---|---------------|---|
| 1 | 応募資格 | 四国健康支援食品に関心のある方なら誰でも可能(ただし、四国健康支援食品制度推進委員会ならびに四国健康支援食品評価会議の関係者は除く) |
| 2 | 応募方法 | <p>所定の応募用紙に「愛称」(3点まで)ならびに必要事項を記載(入力)のうえ、以下のいずれかで、「四国健康支援食品普及促進協議会(事務局:四国産業・技術振興センター)」までお送りください。</p> <p>◇ 電子メール step@tri-step.or.jp ◇ FAX 087-851-7027 ◇ はがき・封書 〒760-0033香川県高松市丸の内2番5号</p> |
| 3 | 応募期間 | 平成29年6月27日(火)から7月31日(月)まで (はがき・封書の場合、7月31日までの消印があれば有効です) |
| 4 | 選考方法 | 四国健康支援食品制度推進委員会にて、「分かり易さ」、「親しみ易さ」などの観点から厳正に審査を行い、採用愛称を決定します。 |
| 5 | 採用愛称・入賞者発表 | 採用が決定した愛称ならびに入賞者については、10月下旬頃、四国健康支援食品普及促進協議会のホームページにて発表します。(入賞者の個人名等の公表については、ご本人の意向に沿わせて頂きます) |
| 6 | 入賞・参加賞の賞品 | <p>入賞者と参加者には、以下の賞品を贈呈します。</p> <p>(1)入賞(1名) 全国共通商品券(3万円分)を進呈します。 (注1) 入賞者が中学生以下の場合、同額の図書カードとさせていただきます。 (注2) 同一の愛称で複数の応募があった場合は、抽選とさせていただきます。</p> <p>(2)参加賞 ・上記入賞者を除く応募者全員の中から抽選で5名の方にQUOカード1000円分を進呈します。</p> |
| 7 | 応募に当たっての留意事項 | <p>応募にあたっては、以下の留意事項にご同意頂きます。 (ご同意頂けない場合、応募そのものを無効とさせていただきます)</p> <p>(1)採用の決定した愛称に係る著作権をはじめとする一切の権利は、当協議会に属するものとします。 (2)応募作品について、著作権等に関する問題点が発生した場合は、全て応募者の責任となります。 (3)本募集要項の規定に反しないようお願いします。 (4)他者の著作権を侵害しないようお願いします。 (5)応募書類は返却しません。また、応募に係る経費は全て応募者の負担とさせていただきます。 (6)採用愛称の決定理由などについては、お問い合わせに応じられない場合があります。</p> |
| 8 | 個人情報の取り扱いについて | 本件で頂きました応募者の個人情報は、適切に管理するとともに、入賞・参加賞の発送ならびにそれに伴う応募者への連絡のみに使用することとし、「5. 採用愛称・入賞者発表」後は、当協議会事務局が責任をもって廃棄処分します。 |
| 9 | お 問 合 せ | <p>本件についてのお問い合わせは、以下までお願いします。</p> <p>【お問い合わせ先】 四国健康支援食品普及促進協議会(事務局:(一財)四国産業・技術振興センター) 電話:087-851-7081 電子メール: step@tri-step.or.jp 受付時間:土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く平日の9:00~17:00</p> |

応募される方は、右記から応募用紙をダウンロードしてください。

応募用紙